

# 勘定科目内訳明細書の記載内容の簡素化【書面申告も同様】

## 【概要】

勘定科目内訳明細書について、①記載省略基準の柔軟化（件数基準の創設）、②記載単位の柔軟化などの見直しを行う。

### 見直し前

売掛金（未収入金）の内訳書

科目	相手先		期末現在高	摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)		
			百万 千 円	

売掛金（未収入金）の内訳書では、記載要領において、

- ① 期末現在残高が50万円以上であれば、全て記載
  - ② 相手先単位での記載（名称、所在地別）
- 等を定めている。

（他の勘定科目内訳明細書においても上記のように記載要領が定めている。）

### 見直し後

売掛金（未収入金）の内訳書

科目	相手先		期末現在高	摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)		
			百万 千 円	

記載すべき相手先が100件超の場合、①又は②の記載方法によることも可能とする。

- ① 売掛金(未収入金)や買掛金(未払金・未払費用)など、記載量が多くなる傾向にある勘定科目を対象に、上位100件のみを記載する方法
- ② 受取手形の内訳書など、記載単位を(取引等の)相手先としている勘定科目を対象に、支店・事業所別の合計金額を記載する方法

※ 上記の見直しのほか、次の事項について記載内容の簡素化を図る予定。

- ・貸付金及び受取利息の内訳書の「貸付理由」欄並びに借入金及び支払利子の内訳書の「借入理由」欄等を削除する。
- ・雑益、雑損失等の内訳書における固定資産売却損益に係る記載を不要とする。
- ・仮払金(前渡金)の内訳書、仮受金(前受金・預り金)の内訳書の「取引の内容」欄を「摘要」欄に変更し、自由記載とする。